

利用者負担額徴収金月額表

扶桑町

在籍保育子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国人残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等の特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）による支援給付受給世帯	円	円
B	A階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0
C		市町村民税均等割額のみ世帯	11,000
D 1	A階層及びC階層を除き市町村民税課税世帯のうち所得割の額が右欄の区分に該当する世帯	5,000円未満	12,000
D 2		5,000円以上 48,600円未満	13,300
D 3		48,600円以上 54,000円未満	16,200
D 4		54,000円以上 63,600円未満	19,100
D 5		63,600円以上 75,600円未満	22,000
D 6		75,600円以上 81,600円未満	25,000
D 7		81,600円以上 97,000円未満	28,900
D 8		97,000円以上 117,600円未満	32,700
D 9		117,600円以上 135,600円未満	36,600
D 1 0		135,600円以上 169,000円未満	40,500
D 1 1		169,000円以上 173,100円未満	44,300
D 1 2		173,100円以上 188,100円未満	48,200
D 1 3		188,100円以上 301,000円未満	50,900
D 1 4		301,000円以上	53,700

備考

- 4月から8月までの間に教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分の認定を行う場合にあっては、この表中「当該年度分」とあるのは「前年度分」とする。
- 階層区分の認定における当該年度分の市町村民税の課税状況は、教育・保育給付認定保護者以外の扶養義務者（主としてその収入により生計を維持するものに限る。）があるときは、当該扶養義務者に係る市町村民税の合計額により判定するものとする。
- この表において、「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割を、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課するものを除く。）をいう。
- 所得割の額を計算する場合においては、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。
- この表において「特定世帯」とは、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は府令第22条各号に規定する者のいずれかに該当する場合のこれらの者の属する世帯をいう。
- この表において、「保育標準時間」とは府令第4条第1項の規定により、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分において認定を受けた保育必要量を、「保育短時間」とは同項の規定により、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分において認定を受けた保育必要量をいう。
- 教育・保育給付認定保護者が里親である場合における当該里親に係る利用者負担額は、階層区分のAの項利用者負担額の欄に掲げる額とする。
- 特定世帯に該当する場合であって当該世帯（階層区分がBに該当する世帯を除く。）に係る所得割の合計額が77,101円未満であるときにおける利用者負担額は、5,600円（保育短時間の場合は、2,100円）とする。

（裏面に続く）

- 9 教育・保育給付認定保護者の属する世帯において負担額算定基準子どもが複数人いる場合におけるこの表の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、当該満3歳未満保育認定子どもに関して利用者負担額の欄に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。
  - (2) 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、零とする。
- 10 教育・保育給付認定保護者の属する世帯において特定被監護者等が複数人いる場合であって当該世帯に係る所得割の合計額が57,700円未満であるときにおけるこの表の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
- (1) 次に掲げる教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額は、利用者負担額の欄に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。
    - ア 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども
    - イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども
  - (2) 次に掲げる教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額は、零とする。
    - ア 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども
    - イ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども
    - ウ 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども
- 11 前項の規定は、教育・保育給付認定保護者の属する世帯において特定被監護者等が複数人いる場合であって当該世帯に係る所得割の合計額が77,101円未満であり、かつ、当該世帯が特定世帯に該当するときにおけるこの表の規定の適用について準用する。この場合において同項第1号中「利用者負担額の欄に掲げる額に100分の50を乗じて得た額」とあるのは「零」とする。
- 12 満18歳未満の児童を3人以上養育、監護している場合の第3子以降の利用者負担額（月額）については、次に定める額とする。
- (1) B階層からD7階層に該当する場合は、その子どもが満3歳に達する年度末まで無料とする。
  - (2) D8階層からD13階層に該当する場合は、入所子どもの第1子については、その子どもが満3歳に達する年度末までこの表に規定する利用者負担額（月額）の該当階層金額の半額とする。